

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和2年9月 16 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**國民年金關係 1件**

**厚生年金保険關係 2件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**國民年金關係 1件**

**厚生年金保険關係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000153 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000022 号

## 第1 結論

昭和 55 年 \* 月から同年 \* 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 \* 月から同年 \* 月まで

私は、年金手帳を 2 冊保有しており、それぞれの年金手帳には昭和 55 年 \* 月 \* 日に任意加入したことが記載されている。亡くなった父又は亡くなった母が、任意加入期間ではあったが私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）に係る任意加入被保険者の資格取得日は、昭和 55 年 \* 月 \* 日と記録されていることから、請求期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

しかしながら、請求者が保有している 2 冊の年金手帳によると、それぞれの年金手帳に上記国民年金番号が印字されており、「国民年金の記録(1)」のページには、「被保険者となった日」として、昭和 55 年 \* 月 \* 日の記載があり、「被保険者の種別」には、任意加入被保険者であることを示す「任」と種別されている上、「A 市」の押印も確認できる。

また、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の両親に係るオンライン記録によると、父親の国民年金保険料は昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する月の前月の昭和 53 年 \* 月までの期間は全て納付済みであり、母親の国民年金保険料は昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する月の前月の昭和 61 年 \* 月までの期間は全て納付済みであることが確認できることを踏まえると、請求者の両親は国民年金保険料の納付意識が高かったと認められる。

さらに、国民年金被保険者台帳領収書発行簿（以下「領収書発行簿」という。）によると、請求者の両親の国民年金保険料は、昭和 47 年 4 月分の保険料から B 組合により保険料徴収が開始されたことが確認できるところ、請求者に係る国民年金番号も、B 組合に対して払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

これらのことから、請求者の両親が請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000049 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000053 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成16年10月1日から平成17年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年10月から平成17年8月までの標準報酬月額については、18万円から38万円とする。

平成16年10月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年10月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年10月1日から平成17年9月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、国の記録と異なっている。調査の上、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書並びにB社から提出された請求者に係る平成16年分及び平成17年分源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（38万円）及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額（38万円）は、いずれもオンライン記録において確認できる標準報酬月額（18万円）を超えていていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年10月から平成17年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年

金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000050 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000054 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成29年12月31日から平成30年1月1日に訂正し、平成29年12月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成29年12月31日から平成30年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 12 月 31 日から平成 30 年 1 月 1 日まで

A社の退職日は平成 29 年 12 月 31 日であるが、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日も同日となっているので、当該資格喪失年月日を平成 30 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出された「雇用保険被保険者離職票－2」により、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、請求者から提出された預金通帳の写し及び金融機関から提出された請求者に係る取引記録によると、請求期間におけるA社による給与振込が確認できないところ、請求者は、請求期間に係る給与は未払いであり、給与明細書は受け取っていない旨陳述している上、請求者から提出された平成 29 年分及び平成 30 年分給与所得の源泉徴収票並びにB市役所から提出された請求者に係る平成 30 年度及び平成 31 年度所得照会回答書において、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の事業主は、請求期間当時の資料がなく、回答することができないとしていることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 30 年 1 月 1 日と認められ、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書等により確認できる報酬月額から 28 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 2000154 号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第 2000023 号

## 第1 結論

昭和 45 年 \* 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 \* 月から昭和 50 年 3 月まで

昭和 45 年 \* 月頃に私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料は私が家庭教師のアルバイトをして、母親に毎月 1 万円程度を食費として渡し、母親がその中から私の国民年金保険料を集金に来ていた市の職員を通して納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 45 年 \* 月頃に請求者の母親が加入手続を行い、請求期間の保険料は、母親が市の職員を通じて納付していた旨主張している。

しかしながら、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付は、請求者の母親が行っていた旨陳述していることから、請求者は当該加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、請求者の母親は既に亡くなっているため具体的な事情を聴取することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900758 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000052 号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA病院（現在は、B病院）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC病院（現在は、D病院）における厚生年金保険被保険者資格又はE共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで

F 病院から派遣され、請求期間①については、A 病院に、請求期間②については、C 病院にそれぞれ勤務していた。しかしながら、請求期間①及び②における年金の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、F 病院から提出された請求者に係る人事記録（以下「人事記録」という。）及びD 病院から提出された請求者に係る人事台帳（以下「人事台帳」という。）により、請求者が当該期間にA 病院に研修医として勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A 病院において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録の確認できる者及び請求者が上司と記憶する者に照会し、回答のあった者の中複数が研修医として名前を挙げた 3 人について、一人は当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから照会するも回答を得られず、二人は当該期間において同病院の被保険者記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、請求者は請求期間①の直前にG 社にて厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、同社において、昭和 58 年から昭和 60 年までの期間の各年 4 月、5 月及び 6 月において厚生年金保険被保険者記録の確認できる者に照会したところ、A 病院に勤務していた旨回答のあった一人は、同病院において厚生年金保険被保険者記録は確認できず、同氏は、研修医は同病院では厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、B病院の事業主は、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除の有無は不明である旨回答しているところ、同病院の担当者は、請求期間①より後の期間において、研修医から厚生年金保険料を控除していないことから請求者についても厚生年金保険料を控除していないと思われる旨陳述している。

加えて、請求期間①において、A病院に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、人事記録及び人事台帳により、請求者が当該期間にC病院に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録によると、当該期間において、同病院は厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、E共済組合は、当該期間において、同病院はE共済組合の加入団体であった旨回答している。

しかしながら、E共済組合は、請求者の請求期間②に係る加入記録は確認できない旨回答しており、同組合から提出された請求者に係るE共済組合員資格を昭和63年4月1日付で取得した際の届出書の様式は、新規取得用であり、再取得用ではない旨回答している。

また、人事台帳において、E共済組合組合員期間欄に請求期間②に係る組合員期間の記載がないことについて、D病院の担当者は、加入していれば組合員期間が記載されるはずである旨回答している。

さらに、D病院は、請求者の給与から、請求期間②に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、同病院の担当者は、E共済組合に加入していない職員の給与から、共済掛金を控除することはない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料又はE共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者又はE共済組合員として請求期間②に係る厚生年金保険料又はE共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。